

元水港第 1931 号  
令和 2 年 2 月 25 日

北海道

漁港漁場関係事業担当主務部長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長

「漁港漁場関係工事積算基準」に係る令和 2 年度標準賃金について

標記について、下記のとおり定め、令和 2 年 3 月 1 日より適用することとしたので、参考として通知する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

記

①潜水士（ダイバー）標準賃金

(円/日)

潜水深度	標準賃金
10m未満	49,500
10～20m未満	53,100
20～30m未満	56,700
30～40m未満	60,400

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。

上廻り員は、令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

②船舶および機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金

(円/日)

名称	標準賃金
船舶製作工	26,200

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。



元水港第 1923 号  
令和 2 年 2 月 25 日

北海道  
漁港漁場関係事業担当主務部長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長

### 令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について

標記について、水産庁が実施する事業において別添のとおり令和 2 年度設計業務委託等技術者単価を決定し、令和 2 年 3 月 1 日より適用することとしたので、参考として通知する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。



# 設計単価表

令和2年2月

水産庁  
漁港漁場整備部

・ この「設計単価表」は、水産庁が実施する漁港漁場関係事業に適用する。

・ 適用日 : 令和2年3月1日

・ 設計単価表 内訳

令和2年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

## 令和2年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

## (別表)令和2年度 設計業務委託等技術者単価

### ①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	69,800	50%
理事、技師長	64,800	40%
主任技師	55,300	45%
技師(A)	48,700	45%
技師(B)	40,600	50%
技師(C)	32,700	50%
技術員	27,900	50%

### ②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	45,400	50%
測量技師	40,000	50%
測量技師補	29,700	50%
測量助手	29,500	55%
測量補助員	23,400	55%

### ③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	53,400	35%
整備士	40,000	45%
撮影士	36,300	55%
撮影助手	31,700	55%
測量船操縦士	29,000	50%

### ④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	47,400	45%
主任地質調査員	35,000	50%
地質調査員	24,600	55%



## 【参考資料】

### 技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

#### (1) 測量技術者

##### 職種区分定義

- ① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。  
また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
- ② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。  
また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
- ③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
- ④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
- ⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
- ⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
- ⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
- ⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
- ⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
- ⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

#### (2) 地質調査技術者

##### 職種区分定義

- ① 地質調査技師：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。
- ② 主任地質調査員：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
- ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。

#### (3) 設計業務等技術者

##### 職種区分定義

- ① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。  
工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。  
工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- ② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

- ④ 技 師 (A) : 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型業務を担当する。
- ⑤ 技 師 (B) : 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑥ 技 師 (C) : 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑦ 技 術 員 : 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

- 定型業務
  - ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
  - ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
  - ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務
- 非定型業務
  - ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
  - ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
  - ・文化性、芸術性が特に重視される業務
  - ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
  - ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
  - ・計画から設計まで一貫した業務

元水港第 1916 号  
令和 2 年 2 月 25 日

北海道

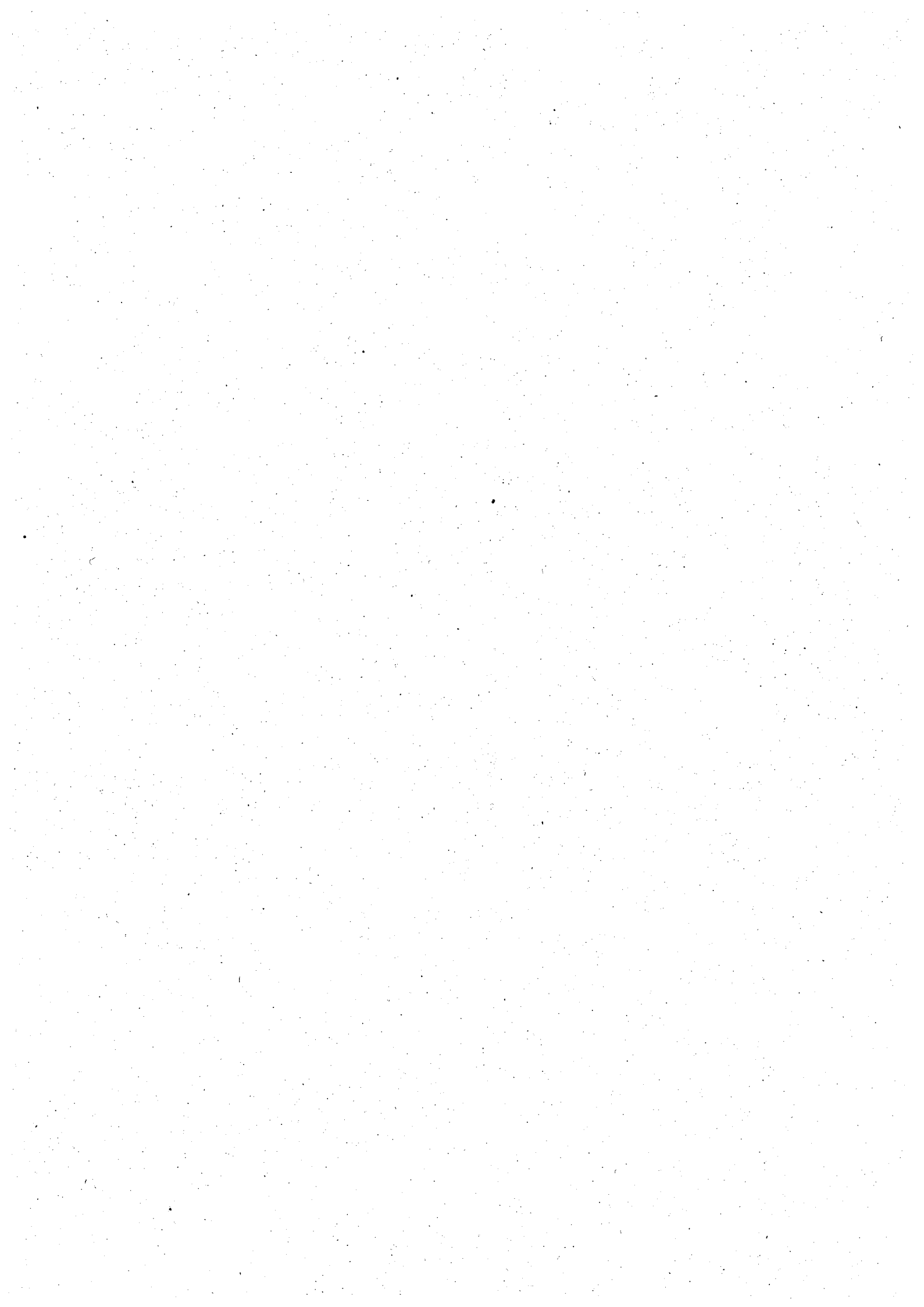
漁港漁場関係事業担当主務部長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長

令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について

標記について、水産庁が実施する事業において別添のとおり令和 2 年度公共工事設計労務単価を決定し、令和 2 年 3 月 1 日より適用することとしたので、参考として通知する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。



# 設計単価表

令和2年2月

水産庁  
漁港漁場整備部

- ・ この「設計単価表」は、水産庁が実施する漁港漁場関係事業に適用する。

- ・ 適用日 : 令和2年3月1日

- ・ 設計単価表 内訳

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

## 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

## 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

農林水産省・国土交通省

1. 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定したものである。

なお、労務単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。加えて、今年度より労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえ、義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映している。

また、従来の考え方を基本とした単価を含め、労務費の上昇に伴う入札不調に応じて適用する単価をあらかじめ5段階で設定しておき、入札不調の発生状況等に応じて適用する段階を機動的に見直すことのできる仕組みとしている。

2. 労務単価は、以下のものにより構成されている。

- ① 所定労働時間内8時間当りの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業内容及び作業条件の労働に対する手当）
- ② 所定労働日数1日当りの臨時の給与及び実物給与

3. (1) 時間外、休日又は深夜の割増賃金を積算する場合は、一般に次式により算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{労務費(総額)} &= \text{所定内労働に対する賃金} + \text{割増賃金} \\ &= \text{労務単価(休日の場合は計上しない)} \\ &\quad + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数} \end{aligned}$$

ただし、Kは次式により算出する1時間当たりの割増賃金係数である。

$$K = \text{割増対象賃金比} \times 1 / 8 \times \text{割増係数}$$

職種毎に算出した割増賃金係数Kを別表-1に示す。

注) I 割増対象賃金比は、労務単価に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

II 割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

- (2) 補助事業実施主体において、離島等に適用するため同一都道府県内を区分して本労務単価表の労務単価と別途の労務単価を設定する場合は、事前に地方連絡協議会と連絡調整を行うとともに、設定後はすみやかに単価算定資料を添えて公共事業労務費調査連絡協議会に報告するものとする。



(3) 公共事業労務費調査連絡協議会が必要に応じ年度内の適当な時期に実施する調査結果に基づき、本労務単価表の労務単価を見直す場合がある。なお、特別な理由で補助事業実施主体が任意に行う調査によって本労務単価表の労務単価を見直ししようとする場合は、単価算定資料を添えて事前に公共事業労務費調査連絡協議会と連絡調整を行うものとする。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	21,100	17,300	14,400	19,700	26,400	23,700		22,000	20,900	24,200
東北	02 青森県	24,300	17,900	13,600	19,500	26,800	24,600		25,300	19,200	26,100
	03 岩手県	(23,400)	(19,300)	(14,300)	20,500	28,200	23,600		25,400	20,200	26,000
	04 宮城県	(24,800)	(19,200)	(15,300)	21,500	28,900	26,700		25,400	21,600	31,300
	05 秋田県	22,900	18,100	14,600	20,200	26,900	24,300		25,400	19,800	26,800
	06 山形県	23,000	18,100	15,300	20,600	25,600	24,400		25,200	20,600	27,200
	07 福島県	(24,800)	(19,100)	(16,600)	21,100	28,000	26,500	26,400	25,500	21,100	27,500
	関東	08 茨城県	21,900	20,300	14,100	20,600	24,200	25,600	26,800	25,200	21,800
09 栃木県		21,700	19,000	14,000	20,400	25,800	24,200	26,900	25,200	21,500	25,200
10 群馬県		21,700	20,100	15,000	20,500	26,900	23,100	25,800	25,000	21,100	24,500
11 埼玉県		23,300	20,600	14,900	20,300	25,800	26,700	26,900	25,300	23,200	27,000
12 千葉県		24,100	20,300	14,800	21,200	25,700	27,700	27,500	25,300	23,400	28,100
13 東京都		24,600	21,500	15,400	21,200	27,100	27,300	27,300	25,300	25,500	27,600
14 神奈川県		24,900	21,500	15,100	20,700	25,700	27,500	27,300	25,100	23,500	25,900
19 山梨県		23,700	21,300	14,800	20,600	26,500	24,500	27,100	24,900	23,000	25,400
20 長野県		22,800	19,700	15,600	20,500	25,600	24,100	25,200	23,600	21,600	23,800
北陸		15 新潟県	22,500	19,000	16,600	20,400	27,200	23,500	23,500	24,500	21,100
	16 富山県	25,000	20,100	15,500	20,100	28,900	26,300			22,200	26,500
	17 石川県	24,100	20,700	15,400	19,900	29,000	26,400			22,300	26,100
中部	21 岐阜県	22,800	20,300	15,100	21,400	26,700	25,800		26,900	21,600	24,700
	22 静岡県	22,600	21,400	13,700	20,700	26,400	25,000	27,500	28,000	22,800	25,300
	23 愛知県	23,700	20,300	15,500	20,800	27,600	26,600		26,700	21,700	24,700
	24 三重県	22,700	19,600	14,700	21,700	27,200	27,200			21,800	25,000
近畿	18 福井県	20,400	17,300	13,500	20,100	23,600	22,200	28,000		19,700	22,500
	25 滋賀県	20,700	18,600	14,100	20,900	24,800	23,700		23,600	20,900	23,800
	26 京都府	20,200	19,400	13,300	20,900	24,100	23,400			20,400	22,900
	27 大阪府	21,500	19,000	13,200	20,900	24,900	24,800			21,300	23,400
	28 兵庫県	19,400	19,200	13,200	20,000	23,700	23,700		23,500	20,100	21,900
	29 奈良県	21,700	19,100	14,000	21,900	24,800	24,200			20,900	23,500
	30 和歌山県	21,000	19,300	13,600	20,600	24,000	24,000			21,000	22,500
中国	31 鳥取県	18,500	15,000	13,200	18,500	22,100	21,800		20,000	18,900	21,500
	32 島根県	18,800	16,200	13,300	18,000	21,200	21,700			18,900	20,800
	33 岡山県	19,900	17,500	13,500	18,800	22,600	22,500		19,800	19,500	22,000
	34 広島県	20,200	18,300	13,400	18,000	22,900	22,200			20,100	21,800
	35 山口県	18,800	16,800	13,300	18,200	22,200	22,300			19,700	21,300
四国	36 徳島県	20,700	18,500	13,900	17,800	27,700	22,600			19,700	21,600
	37 香川県	21,500	19,000	13,900	18,200	25,900	22,700			20,100	21,800
	38 愛媛県	20,300	16,600	13,500	18,000	25,500	22,500			19,200	20,600
	39 高知県	20,100	17,000	14,400	18,400	26,500	23,000			19,200	20,700
九州	40 福岡県	21,900	19,500	13,700	18,900	24,800	23,800	24,800	23,800	21,000	23,100
	41 佐賀県	19,300	16,700	13,300	18,800	24,400	22,300	25,100	24,000	20,600	22,700
	42 長崎県	20,200	17,600	14,000	19,400	24,200	22,200	25,300	23,900	19,700	22,500
	43 熊本県	20,600	18,000	14,800	19,100	25,300	23,300	25,200	23,700	19,400	23,300
	44 大分県	19,600	16,800	13,900	18,800	23,400	22,900	24,800	23,400	19,600	23,100
	45 宮崎県	21,900	16,400	14,000	18,900	23,600	23,100	25,100	23,400	19,100	21,800
46 鹿児島県	24,100	17,700	15,100	18,600	27,400	23,500	25,200	23,400	19,700	23,000	
沖縄	47 沖縄県	21,900	19,300	14,900	18,700	23,600	28,500			17,200	26,100

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員	
北海道	01 北海道	25,000	24,200	26,600	20,700	17,600	35,100	41,700		38,300	27,900	
	東北	02 青森県	23,200	22,000	24,800	26,200	23,900	34,400	40,900	32,000	36,800	26,900
		03 岩手県	23,400	23,000	25,000	(26,000)	(22,000)	34,400	40,900	32,000	38,900	27,100
		04 宮城県	26,400	26,900	26,900	(27,200)	(24,500)	34,200	40,500	31,600	38,800	26,900
		05 秋田県	23,800	23,700	25,300	25,300	24,400	34,300	40,900	32,000	37,600	27,300
		06 山形県	24,800	26,400	26,600	23,900	21,700	34,400	40,800	32,000	37,600	27,200
		07 福島県	24,700	26,500	26,500	(23,100)	(20,900)	34,400	40,700	31,800	37,500	26,700
関東	08 茨城県	23,700	25,000	28,400	23,700	19,500	29,900	35,400	29,900	31,400	24,200	
	09 栃木県	24,600	26,300	29,100	21,300	20,400	30,000	35,500	29,900	31,900	24,600	
	10 群馬県	24,000	22,900	27,200	21,700	18,300	30,100	35,500	29,900	34,300	24,500	
	11 埼玉県	25,100	26,700	28,400	24,600	21,500	30,000	35,500	29,900	30,300	24,300	
	12 千葉県	25,000	26,900	28,500	24,000	21,300	30,000	35,500	29,900	30,200	24,300	
	13 東京都	25,700	28,300	30,200	24,200	20,100	30,000	35,500	29,900	29,400	24,300	
	14 神奈川県	25,700	28,300	31,000	25,200	21,500	30,000	35,500	29,900	32,700	24,300	
	19 山梨県	26,000	26,700	29,800	24,200	20,900	30,200	35,600	30,000	31,600	24,300	
	20 長野県	24,500	24,000	26,400	21,700	18,900	30,300	35,900	30,200	33,400	24,700	
	北陸	15 新潟県	23,200	24,000	25,200	22,300	19,500	33,900	40,100	30,400	36,700	25,500
16 富山県		25,700	25,600	26,300	23,500	19,400	33,800	40,000	30,300	37,400	25,200	
17 石川県		25,100	25,100	25,900	22,900	20,300	33,800	39,900	30,300	37,200	25,700	
中部	21 岐阜県	24,500	25,000	27,400	23,600	20,400	32,000	37,800	27,700	35,600	25,800	
	22 静岡県	26,700	26,700	29,600	23,100	20,700	32,000	37,900	27,800	35,400	25,700	
	23 愛知県	24,900	26,200	28,900	23,300	21,100	32,000	37,800	27,700	34,700	25,600	
	24 三重県	25,900	25,400	28,500	22,900	20,200	32,000	37,900	27,800	35,600	25,400	
近畿	18 福井県	22,000	23,900	23,600	19,700	19,200	30,100	35,700	23,800	33,700	25,200	
	25 滋賀県	21,700	24,100	24,900	20,900	18,500	30,300	35,800	23,800	34,400	25,200	
	26 京都府	21,900	24,800	24,700	19,800	17,700	30,300	35,800	23,800	33,700	24,300	
	27 大阪府	22,300	25,600	24,400	21,300	17,900	30,300	35,800	23,800	33,500	24,100	
	28 兵庫県	21,000	22,900	24,100	20,100	17,700	30,300	35,800	23,800	33,200	24,100	
	29 奈良県	22,300	25,500	25,700	20,700	18,200	30,300	35,800	23,800	34,100	24,300	
	30 和歌山県	21,800	24,800	24,400	19,400	17,600	30,300	35,800	23,800	32,500	24,000	
中国	31 鳥取県	20,600	21,400	22,700	17,300	15,100	30,900	36,600	25,300	34,400	23,800	
	32 島根県	20,000	19,800	20,900	18,800	15,500	30,900	36,600	25,300	35,200	24,600	
	33 岡山県	20,900	21,200	22,700	20,200	17,300	30,800	36,500	25,200	33,500	24,300	
	34 広島県	20,800	20,200	20,900	20,600	17,300	30,800	36,400	25,100	35,200	24,300	
	35 山口県	20,300	19,500	21,300	19,100	16,700	30,900	36,600	25,300	35,800	24,600	
四国	36 徳島県	21,700	21,200	24,700	18,500	17,400	32,100	38,000	24,100	33,900	24,700	
	37 香川県	21,800	21,200	24,800	19,900	18,200	32,000	37,900	24,100	34,200	24,600	
	38 愛媛県	21,700	21,100	24,800	20,200	17,900	32,100	38,000	24,100	34,000	24,500	
	39 高知県	21,800	21,400	24,900	20,600	18,300	32,100	38,000	24,100	34,200	24,600	
九州	40 福岡県	21,500	23,800	25,000	21,300	18,300	34,000	40,300	30,800	38,000	26,600	
	41 佐賀県	21,700	24,500	24,600	23,400	18,900	34,000	40,300	30,800	36,700	26,900	
	42 長崎県	21,400	24,200	24,200	20,000	17,500	34,100	40,400	30,900	37,600	27,100	
	43 熊本県	21,700	24,100	24,600	20,800	18,000	34,300	40,500	30,900	38,000	26,100	
	44 大分県	21,700	23,000	24,300	22,200	20,200	34,100	40,400	30,900	36,900	26,000	
	45 宮崎県	21,600	23,500	23,500	22,200	18,800	34,000	40,300	30,800	38,400	26,000	
46 鹿児島県	21,600	24,000	24,500	24,600	21,500	34,200	40,400	31,000	38,400	26,400		
沖縄	47 沖縄県	20,700	24,800	24,800	24,900	21,900	34,900	41,400		29,700	24,000	

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01.北海道	37,400	31,200	31,500	38,400	21,900	27,300	21,600	41,700	27,300	26,200
東北	02.青森県	37,600	30,500	32,900	37,000	25,900	28,000	22,100	47,600	29,500	29,800
	03.岩手県	37,700	30,700	33,000	38,500	25,900	28,100	22,100	49,500	30,700	31,400
	04.宮城県	37,400	30,400	32,700	41,900	26,000	27,900	21,900	54,000	33,500	33,900
	05.秋田県	37,600	31,000	32,900	38,200	26,900	28,000	22,100	49,100	30,200	30,800
	06.山形県	37,600	30,900	32,900	37,400	25,100	28,000	23,100	49,400	30,500	31,000
	07.福島県	37,500	30,500	32,900	37,400	23,600	28,000	23,100	49,400	30,500	31,200
	関東	08.茨城県	33,800	29,800	31,100	33,500	23,200	30,700	23,100	38,100	24,300
09.栃木県		33,900	30,300	31,100	33,800	23,100	30,700	23,100	38,400	25,100	27,000
10.群馬県		33,700	30,100	31,100	33,800	23,200	30,800	23,100	39,900	24,500	26,300
11.埼玉県		33,900	30,900	31,200	34,000	23,500	29,200	23,100	39,800	28,300	28,300
12.千葉県		33,800	30,300	31,200	34,000	24,000	29,200	23,100	39,800	28,300	28,300
13.東京都		33,600	30,000	31,200	34,400	24,700	29,200	23,100	41,000	28,300	28,100
14.神奈川県		33,700	29,800	31,200	33,700	25,100	29,200	23,100	40,300	27,500	27,000
19.山梨県		34,000	30,000	31,200	33,100	23,800	29,100	23,000	40,700	26,900	27,000
20.長野県		33,700	30,300	31,400	32,700	23,200	29,400	23,100	39,100	25,600	27,200
北陸		15.新潟県	40,300	29,400	35,400	33,300	21,400	28,100	22,300	42,300	25,700
	16.富山県	39,900	29,200	35,300	34,200	22,700	26,800	22,300	43,000	25,800	28,400
	17.石川県	39,900	29,400	35,300	34,800	24,300	26,800	22,400	41,500	26,600	26,700
中部	21.岐阜県	37,100	29,700	32,300	33,400	24,100	27,700	22,200	37,800	24,700	24,300
	22.静岡県	37,100	30,500	32,400	33,700	24,300	27,600	22,200	43,200	26,900	27,500
	23.愛知県	37,100	29,600	32,300	32,900	24,100	27,600	22,200	40,500	26,300	24,600
	24.三重県	37,100	29,700	32,400	34,300	23,200	27,400	22,000	40,600	25,600	24,500
近畿	18.福井県	37,400	28,000	29,300	32,600	22,700	26,400	20,900	32,600	23,600	23,500
	25.滋賀県	38,300	27,900	29,300	32,400	23,000	24,900	21,200	33,000	24,700	23,500
	26.京都府	37,700	27,900	29,300	32,400	22,700	24,900	21,200	32,600	24,700	23,300
	27.大阪府	37,500	28,200	29,300	33,000	23,500	26,700	21,300	33,500	24,700	23,700
	28.兵庫県	37,600	28,200	29,400	32,700	22,400	25,500	21,000	34,300	24,700	24,100
	29.奈良県	38,300	27,900	29,300	32,300	23,700	26,000	21,300	32,700	24,700	23,600
	30.和歌山県	37,700	27,900	29,300	32,300	23,700	24,900	21,300	32,700	24,700	23,200
中国	31.鳥取県	38,400	26,300	27,200	30,200	20,600	25,500	20,400	37,000	27,900	26,900
	32.島根県	38,500	26,300	27,200	29,900	19,800	25,500	20,400	37,200	29,600	27,100
	33.岡山県	38,700	26,400	27,200	30,000	21,100	25,900	20,400	36,900	28,000	27,000
	34.広島県	38,300	26,400	27,200	30,100	20,500	25,600	20,800	37,600	29,800	27,300
	35.山口県	38,500	26,500	27,200	30,100	21,100	25,500	20,200	37,700	29,900	27,400
四国	36.徳島県	34,800	27,400	28,400	30,300	21,500	34,600	23,000	41,800		21,600
	37.香川県	35,000	27,300	28,400	30,600	21,500	34,700	24,000	42,500		22,000
	38.愛媛県	34,900	27,100	28,400	29,500	22,500	34,400	23,000	42,300		21,700
	39.高知県	34,700	27,400	28,400	30,300	21,300	34,400	22,500	42,200		21,800
九州	40.福岡県	37,300	27,800	30,300	34,000	23,200	29,100	22,100	39,300	24,900	25,000
	41.佐賀県	37,400	27,800	30,300	34,200	22,100	28,900	22,100	39,400	24,900	25,000
	42.長崎県	37,400	27,800	30,400	34,200	21,800	27,700	21,200	39,200	24,700	24,800
	43.熊本県	37,400	27,800	30,400	33,100	22,700	29,100	21,800	39,400	24,900	25,000
	44.大分県	37,400	27,800	30,400	33,500	22,900	29,000	21,800	39,400	24,800	24,900
	45.宮崎県	37,400	27,800	30,300	34,000	23,200	27,700	21,200	39,300	24,700	24,800
46.鹿児島県	37,400	27,800	30,400	34,400	25,200	27,600	21,300	39,500	24,800	25,000	
沖縄	47.沖縄県	35,800	33,600	27,200	40,100	24,900	24,700	21,900	47,700	29,400	31,800

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道			23,300	25,100	25,100	20,500	25,300	26,300	25,200	
	東北	02 青森県		29,700	26,300	26,500	20,000	24,500	23,200	24,500	
		03 岩手県		30,000	27,100	28,200	21,300	24,500	23,400	24,700	
		04 宮城県		33,800	29,300	30,500	22,400	24,300	25,600	26,700	
		05 秋田県		26,800	29,000	26,900	19,400	24,500	23,800	24,400	
		06 山形県		31,300	27,200	25,200	26,400	21,400	24,500	26,600	25,200
		07 福島県		38,300	25,200	28,000	26,500	21,900	24,400	26,300	25,700
関東	08 茨城県	26,900	45,500	24,900	25,900	26,700	22,000	25,000	26,900	26,900	
	09 栃木県	26,900	46,300	24,700	26,300	27,000	22,100	25,100	27,900	27,400	
	10 群馬県	27,100	42,900	24,600	25,400	23,800	21,400	25,100	25,600	24,900	
	11 埼玉県	26,900	46,400	25,900	25,600	26,800	21,900	25,100	28,900	27,800	
	12 千葉県	26,900	47,400	25,100	25,600	27,300	22,300	25,100	29,000	27,900	
	13 東京都	26,900	45,200	26,000	25,600	27,700	22,900	25,100	29,900	27,900	
	14 神奈川県	26,900	43,900	25,900	25,600	26,900	21,700	25,100	27,500	27,200	
	19 山梨県	26,900	43,400	26,000	25,700	26,500	21,700	25,100	27,000	26,900	
	20 長野県	27,100	38,600	22,900	25,200	23,000	21,200	25,300	25,300	25,300	21,800
	北陸	15 新潟県		30,600	23,400	23,800	23,400	21,200	23,200	23,800	24,400
16 富山県		25,100	35,400	25,900	24,400	24,200	21,300	23,100	23,800	24,600	
17 石川県		25,100	36,100	25,400	24,400	23,800	21,500	23,100	24,700	24,900	
中部	21 岐阜県	27,800	38,700	26,500	26,700	24,100	21,500	25,200	24,500	24,400	20,500
	22 静岡県	27,700	41,500	25,000	26,700	25,400	21,600	25,300	27,000	25,400	21,200
	23 愛知県	27,700	39,300	26,800		24,700	21,800	25,200	26,500	24,700	
	24 三重県	27,700	40,700	25,000	26,700	24,200	22,100	25,300	26,400	26,500	
近畿	18 福井県	22,600	35,500	22,300	20,900	21,800	20,500	23,100	22,900	23,100	
	25 滋賀県	22,600	35,800	22,700	22,000	22,600	21,200	23,100	23,700	23,300	
	26 京都府	22,600	36,300	23,500	21,800	22,900	21,000	23,100	23,700		
	27 大阪府	22,600	37,800	24,700		23,000	21,600	23,200	23,800		
	28 兵庫県	22,600	35,400	23,300	21,700	21,900	19,400	23,200	22,900	21,700	
	29 奈良県	22,600	38,800	24,400	22,000	23,600	21,600	23,100	23,700		
	30 和歌山県	22,600	36,700	24,700	21,800	23,200	20,700	23,200	23,500		
中国	31 鳥取県		33,000	21,200	21,500	20,600	19,000	21,400	23,200	22,100	21,000
	32 島根県		27,500	20,400	21,900	19,900	18,700		22,100	21,700	
	33 岡山県		31,400	21,900	21,400	20,900	19,500	21,300	23,500	21,900	20,900
	34 広島県		27,600	21,300	21,700	20,600	18,800		22,600	21,300	
	35 山口県		27,700	20,400	22,000	20,300	19,100		22,400	21,700	
四国	36 徳島県		30,000	22,200		23,000	18,900		22,600		
	37 香川県		30,000	22,100		23,000	19,800		22,700		
	38 愛媛県		30,000	22,000		22,700	18,800		22,400		
	39 高知県		30,000	21,700		22,600	18,500		22,400		
九州	40 福岡県		29,800	23,100	24,500	23,300	19,800	21,000	23,000	22,100	
	41 佐賀県		31,100	24,900	24,600	23,400	19,400	21,000	23,100	22,200	
	42 長崎県		30,700	22,800	24,500	23,300	19,400	21,100	22,800	22,400	
	43 熊本県		30,600	23,000	24,600	23,000	19,000	21,300	23,000	22,100	
	44 大分県		30,400	22,200	24,300	23,100	19,700	21,000	23,000	22,200	
	45 宮崎県		30,100	23,300	24,100	23,000	18,800	21,000	22,700	22,100	
46 鹿児島県		30,300	25,700	24,700	23,400	19,100	21,100	22,800	22,200		
沖縄	47 沖縄県			27,000		26,000	17,500		30,800		

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	
北海道	01 北海道	25,200		24,500	22,100	21,300	20,300	23,600	22,700	13,900	11,800	
東北	02 青森県	27,000		24,000	23,300		19,300	22,100	22,000	12,900	11,300	
	03 岩手県	27,000		24,300	23,400		19,500	22,000	21,900	(13,800)	(12,000)	
	04 宮城県	28,900		26,400	23,000		19,900	22,000	21,900	(15,100)	(13,000)	
	05 秋田県	27,300		24,300	23,300			19,400	22,100	22,000	13,000	11,200
	06 山形県	26,700		25,600	23,300	21,400		20,600	22,100	22,000	14,700	12,600
	07 福島県	27,300		26,300	23,300	22,700		20,300	22,100	21,900	(15,100)	(13,000)
	関東	08 茨城県	25,700		27,800	24,800		22,000	22,700	23,000	14,700	13,400
09 栃木県		25,800		28,300	24,800		21,800	22,700	23,000	14,300	12,400	
10 群馬県		24,900		27,500	24,800	24,400	21,100	22,700	23,000	13,700	12,000	
11 埼玉県		25,400		28,000	24,900		22,300	22,700	23,000	14,600	12,900	
12 千葉県		25,500		27,500	24,900		22,000	22,700	23,000	15,000	13,000	
13 東京都		25,600		27,700	24,900		22,300	22,700	23,000	15,500	13,500	
14 神奈川県		25,200		28,100	24,900	24,300	21,600	22,700	23,000	15,400	13,500	
19 山梨県		25,400		28,300	24,900	24,300	21,500	22,700	23,000	14,100	12,400	
20 長野県		24,700		27,200	25,100	24,500	21,200	22,700	23,000	13,000	11,100	
北陸		15 新潟県	27,200		24,800	23,500	20,500	20,500	22,400	22,600	14,400	12,500
	16 富山県	26,300		24,600	23,400	20,300	21,000	22,400	22,600	14,200	12,900	
	17 石川県	25,800		23,900	23,400	19,900	21,100	22,400	22,600	14,800	12,800	
中部	21 岐阜県	25,600		24,900	24,400	22,700	20,700	24,000	24,800	14,600	13,100	
	22 静岡県	25,300		31,200	24,400	22,700	22,100	23,900	24,800	15,100	13,000	
	23 愛知県	25,200		28,000	24,400	22,700	20,800	23,900	24,800	15,500	13,300	
	24 三重県	25,800		28,100	24,400		21,700	24,000	24,800	14,800	12,800	
近畿	18 福井県	21,800		23,200	22,200	21,200	19,800	22,400	22,500	13,800	12,100	
	25 滋賀県	23,700		23,800	22,200		20,600	22,800	23,500	13,400	11,300	
	26 京都府	23,700		23,900	22,200		20,900	22,600	23,200	13,500	10,900	
	27 大阪府	23,300		23,900	22,200		20,300	22,400	23,000	13,200	11,500	
	28 兵庫県	23,300		23,900	22,200		20,000	22,500	23,000	13,600	11,300	
	29 奈良県	23,700		24,000	22,200		21,200	22,800	22,900	13,700	11,400	
	30 和歌山県	23,500		23,900	22,200		21,000	22,600	22,700	13,200	11,300	
中国	31 鳥取県	20,100	22,800	22,300	20,900	17,900	19,000	20,600	20,800	13,900	11,000	
	32 島根県	20,000	22,900	21,800	20,900	17,900	19,000	20,600	20,800	13,900	11,800	
	33 岡山県	20,000	22,800	22,700	20,800	17,800	19,200	20,600	20,800	14,300	12,300	
	34 広島県	20,000	22,800	21,700	20,800	17,800	18,900	20,600	20,800	14,300	12,100	
	35 山口県	20,000	22,800	22,000	20,900	17,900	18,900	20,600	20,800	14,100	11,700	
四国	36 徳島県				21,100				21,400	13,700	12,200	
	37 香川県				21,100				21,400	13,800	12,300	
	38 愛媛県				21,100				21,400	13,100	11,100	
	39 高知県				21,100				21,400	12,500	10,600	
九州	40 福岡県	27,500		23,200	23,200	17,400	19,400	21,800	22,500	13,500	11,900	
	41 佐賀県	27,500		23,200	23,200	17,400	19,100	21,800	22,700	13,400	11,700	
	42 長崎県	27,300		24,200	23,300	17,500	19,400	21,800	22,800	13,600	12,500	
	43 熊本県	27,600		23,300	23,400	17,500	19,100	21,800	22,500	13,100	11,300	
	44 大分県	26,900		23,200	23,200	17,400	19,500	21,800	22,500	13,400	10,800	
	45 宮崎県	26,800		23,100	23,200	17,400	19,400	21,800	22,400	13,400	10,400	
	46 鹿児島県	27,000		22,900	23,300	17,300	19,300	21,800	22,400	14,300	12,100	
沖縄	47 沖縄県			20,200	22,900		16,700			12,700	10,600	

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(別表-1) 割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数 &lt;令和2年3月から適用&gt;

職 種	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
		割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特殊作業員	0.798	0.125	0.135	0.025
普通作業員	0.868	0.136	0.146	0.027
軽作業員	0.903	0.141	0.152	0.028
造園工	0.788	0.123	0.133	0.025
法面工	0.844	0.132	0.142	0.026
とび工	0.867	0.135	0.146	0.027
石工	0.934	0.146	0.158	0.029
ブロック工	0.862	0.135	0.145	0.027
電工	0.735	0.115	0.124	0.023
鉄筋工	0.890	0.139	0.150	0.028
鉄骨工	0.782	0.122	0.132	0.024
塗装工	0.843	0.132	0.142	0.026
溶接工	0.846	0.132	0.143	0.026
運転手(特殊)	0.818	0.128	0.138	0.026
運転手(一般)	0.845	0.132	0.143	0.026
潜かん工	0.936	0.146	0.158	0.029
潜かん世話役	0.847	0.132	0.143	0.026
さく岩工	0.875	0.137	0.148	0.027
トンネル特殊作業員	0.972	0.152	0.164	0.030
トンネル作業員	0.916	0.143	0.155	0.029
トンネル世話役	0.931	0.145	0.157	0.029
橋りょう特殊工	0.900	0.141	0.152	0.028
橋りょう塗装工	0.885	0.138	0.149	0.028
橋りょう世話役	0.786	0.123	0.133	0.025
土木一般世話役	0.800	0.125	0.135	0.025
高級船員	0.725	0.113	0.122	0.023
普通船員	0.744	0.116	0.126	0.023
潜水水士	0.820	0.128	0.138	0.026
潜水水連絡員	0.886	0.138	0.150	0.028
潜水水送気員	0.896	0.140	0.151	0.028
山林砂防工	0.680	0.106	0.115	0.021
軌道工	0.839	0.131	0.142	0.026
型わく工	0.916	0.143	0.155	0.029
大工	0.877	0.137	0.148	0.027
左官	0.844	0.132	0.142	0.026
配管工	0.764	0.119	0.129	0.024
はつり工	0.845	0.132	0.143	0.026
防水工	0.793	0.124	0.134	0.025
板金工	0.764	0.119	0.129	0.024
タイル工	0.746	0.117	0.126	0.023
サッシ工	0.783	0.122	0.132	0.024
屋根ふき工	0.784	0.123	0.132	0.025
内装工	0.825	0.129	0.139	0.026
ガラス工	0.727	0.114	0.123	0.023
建具工	0.773	0.121	0.130	0.024
ダクト工	0.723	0.113	0.122	0.023
保温工	0.774	0.121	0.131	0.024
設備機械工	0.702	0.110	0.118	0.022
交通誘導警備員A	0.863	0.135	0.146	0.027
交通誘導警備員B	0.911	0.142	0.154	0.028

<参 考>

—割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算例—

(1)時間外

- ① 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数 } 1.25 \text{ の場合の値）} \times 2 \text{ 時間}$$

- ② 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数 } 1.25 \text{ の場合の値）} \times 4 \text{ 時間} + \text{単価} \times K \text{（割増係数 } 0.25 \text{ の場合の値）} \times 2 \text{ 時間}$$

(2)休 日

- ① 休日に8時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} \times K \text{（割増係数 } 1.35 \text{ の場合の値）} \times 8 \text{ 時間}$$

- ② 休日に9時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} \times K \text{（割増係数 } 1.35 \text{ の場合の値）} \times 9 \text{ 時間}$$

- ③ 休日に10時間の労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} \times K \text{（割増係数 } 1.35 \text{ の場合の値）} \times 10 \text{ 時間} + \text{単価} \times K \text{（割増係数 } 0.25 \text{ の場合の値）} \times 2 \text{ 時間}$$

(3)深 夜

- ① 所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数 } 0.25 \text{ の場合の値）} \times 3 \text{ 時間}$$

※割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。



(1) 参考

今回の調査（令和元年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロック工

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックプレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、プレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め</li> <li>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</li> <li>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き</li> <li>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作</li> <li>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）</li> </ul>
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</li> <li>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</li> <li>c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</li> <li>d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬</li> <li>e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布</li> <li>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作</li> </ul>
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削</li> <li>b. 支保工の建込、維持、点検等</li> <li>c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等</li> <li>d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</li> <li>e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等</li> <li>f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業</li> </ul>
20 トンネル作業員	<p>トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 各種作業についての補助的業務</li> <li>b. 人力による資材運搬等</li> <li>c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務</li> </ul>
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等</li> <li>b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等</li> <li>c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等</li> </ul>
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く）</p> <p>（以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面</li> <li>② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面</li> <li>③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面</li> </ul>
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>( 潜水器 (潜水服、靴、カブト、ホース等) の損料を含む )</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く）</p> <p>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</p> <p>c. 電触防護</p>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く）</p> <p>b. 建築物の床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

